

北海道伊達開来高等学校いじめ防止基本方針 2023 改訂版

1 いじめ防止基本方針

条例では、基本理念として「いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること」、「すべての児童生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること」、「いじめを受けた児童生徒の生命および心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服すること」などを規定している。

本校においても、生徒が自らの目標に向かって充実した高校生活を送ることができるよう、いじめ防止に向けた様々な取り組みを図るとともに、情熱にあふれ、たくましく、しなやかに生きる力を育むために「北海道伊達開来高等学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係¹にあるほかの児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

1 「一定の人的関係」とは、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市町村の内外に問わず、当該児童生徒と何らかの関係がある児童生徒を指す。

3 いじめの理解

いじめを理解するに当たっての留意事項は次の通りとする。

- (1) いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状態等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- (2) 本人が気づいていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。（インターネットを介したものも含む）
- (3) 生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの生徒が被害生徒としてだけではなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。
- (4) 日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気づいていながら見逃してしまうことも少なくないことから、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- (5) 学校として特に配慮が必要な生徒²については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

2 「特に配慮が必要な生徒」とは、発達障がいを含む障がいのある生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒等を指す。

4 いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- (1) 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品をたかられる。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

これらのいじめの中には、犯罪行為³として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要がある。

3「犯罪行為」となった事例としては「傷害（刑法204条）」「暴行（刑法208条）」「窃盗（刑法235条）」「恐喝（刑法249条）」などがある。

5 いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっての留意事項は次の通りとする。

- (1) いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- (2) いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- (3) いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- (4) いじめの衝動を発生させる原因としては、
 - ①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）
 - ②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）
 - ③ねたみや嫉妬感情
 - ④遊び感覚やふざけ意識
 - ⑤金銭などを得た いという意識
 - ⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

このため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

- (5) いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

6 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること。被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者または「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「いじめ防止対策委員会」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断することが大切である。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

7 本校及び本校教職員の責務

- (1) 本校の責務

- ア 校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- イ 日頃から、教育活動全体を通じ、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努め、生徒が自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていく力とする力を育てる。
- ウ 生徒の実態やいじめが生まれる背景等を分析し、その結果をもとに、全ての生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者とかわり、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組を進める。
- エ 生徒が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。
- オ いじめの問題の根本的な克服のため、全ての生徒に、心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成する。
- カ 情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成する情報モラル教育等を推進するとともに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。
- キ いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、全教職員が「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識を持ち、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。
- ク いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。いじめたとされる生徒に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。
- ケ 保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進める。
- (2) 教職員の責務
- ア 生徒理解を深め、生徒及び保護者等との信頼関係を築き、生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることのないよう努める。
- イ いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「いじめ防止対策委員会」に報告し、学校の組織的な対応に繋げる。
- ウ 「いじめ防止対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害生徒を徹底して守り通す。

エ 生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意する。

オ 生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる力を身に付ける。

8 学校いじめ防止対策組織の設置

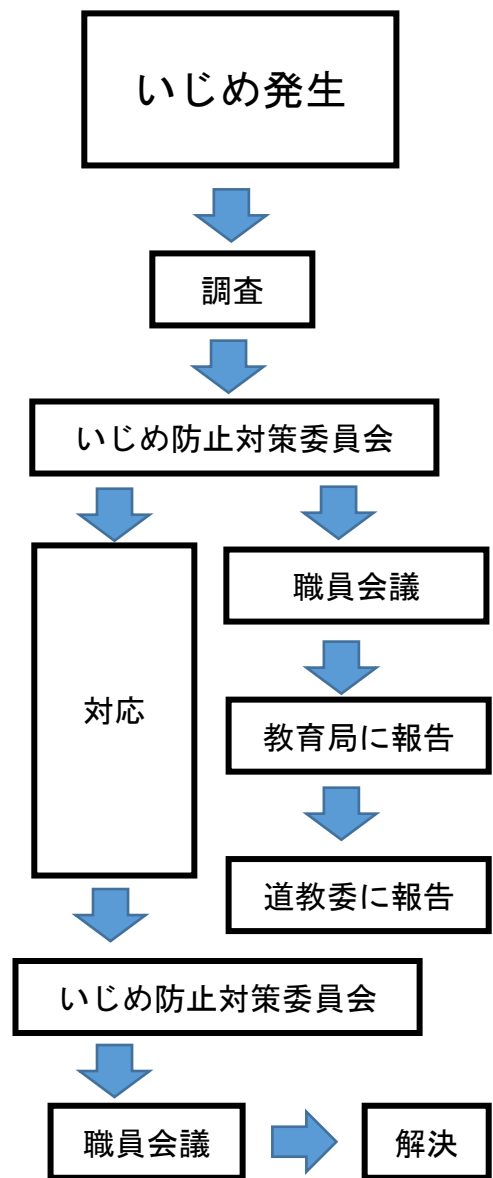
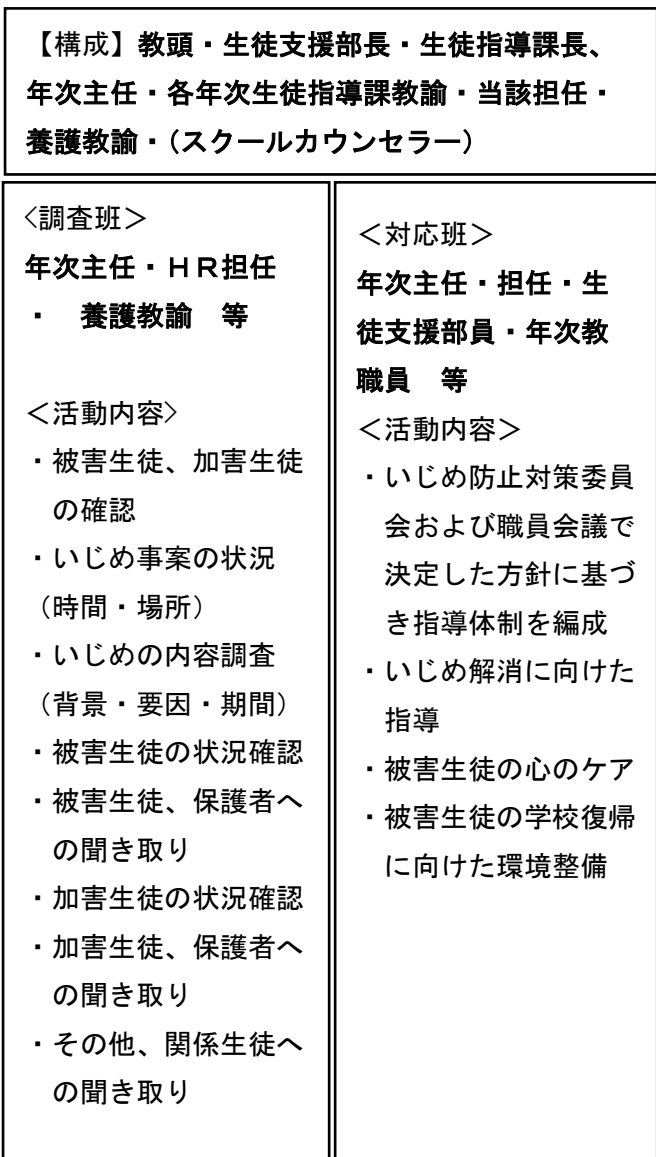
(1) 名称をいじめ防止対策委員会とする。

(2) 構成を教頭、生徒支援部長、生徒指導課長、各年次主任、各年次若干名、養護教諭とする。

その他、事案の実情に応じて、HR担任、教科担任、部活動指導に関わる職員等を構成する。

また、必要に応じて、スクールカウンセラー等、心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者の参加を検討する。

<いじめ防止対策委員会組織図>



○定例のいじめ防止対策委員会は年4回(年度初め・いじめアンケート後・年度末)程度開催
○いじめ発生時は上記のように委員会を開催

(3) いじめ防止対策委員会の役割は次の通りとする。

ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

ウ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

オ いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割

カ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

キ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

ク 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割・学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割

ケ 学校いじめ防止基本方針の内容が、生徒や保護者、地域住民から容易に認識される取組を行う役割

コ 被害生徒を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「いじめ防止対策委員会」の役割が、生徒や保護者、地域住民からも容易に認識される取組を行う役割

9 いじめ防止等に関する取組

(1) いじめの未然防止

ア 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

【主な取組】

- ・いじめ対応ガイドブック
- ・支援ツールコンパスを活用した校内研修の実施

イ 生徒の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事等を通じた個と集団への働きかけを行う。

ウ 生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、生徒が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを進める。

エ 配慮を必要とする生徒の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編成や学校生活の節目の指導に適切に反映する。

オ 生徒の人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進する。

【主な取組】

・子ども理解支援ツール「ほっと」等を活用した生徒のよりよい人間関係を築く上で必要な能力を育成する取組の推進

・中・高校間等の学校種間の円滑な接続を図る中学校訪問実施

カ 生徒が学習やその他の活動において自己有用感や自己肯定感を高める取組を推進する。

【主な取組】

・生徒のコミュニケーション能力の育成を図る人間関係づくりの推進に関する事業等の成果の活用

・学校力の向上や生徒の学力向上を図る取組の成果の活用など

キ 学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の一層の充実に向けた取組を推進する。

ク 家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、生徒の発達の段階に応じた道徳教育の充実を図る。

ケ 生徒の発達の段階に応じて、豊かな情操や社会性、規範意識を育くむため、地域が有する自然環境等の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進する。

【主な取組】

・地域ボランティア活動への参加

コ 児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の充実を図る。

【主な取組】

・ネットトラブル防止教室の開催

・性に関する講演会実施

・相談窓口紹介カードの配布

サ 生徒が自主的に行う学級会や生徒会活動等において、生徒自らがいじめの防止に取り組む活動を推進する。

【主な取組】

・生徒がいじめの問題について理解を深める活動の実施

・いじめの根絶について生徒会等が主体となった取組の推進

・どさんこ☆子ども全道サミットなどへの生徒の参加

シ 学校として「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

ス 「多様な背景を持つ児童生徒」については、日常的に、当該生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

セ いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、生徒への指導、保護者への啓発、教職員への研修等を実施する。

(2) いじめの早期発見

ア いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知する。

イ 日頃から生徒との触れ合いや、生徒と教職員との信頼関係の構築に努め、「SOSの出し方に関する教育」の推進や生徒への定期的なアンケート調査や個人面談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。

ウ 学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定める。

エ アンケート調査や個人面談における生徒のSOSの発信や教職員へのいじめの情報の報告など、生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

オ アンケート調査実施後に、関係生徒に対する個人面談を必ず実施する。

(3) その他の取組

ア いじめの防止に必要な学校の全体計画を作成し、組織的な取り組みを推進する。

<年間指導計画>

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-------|----------------------|-------------------|-----------------------|-------------------|---------------|----|-----|-----------------------|---------------|----|-----------------------|------|
| 職員会議等 | いじめ防止対策委員会(指導方針・計画) | PTA総会(保護者への啓発) | いじめ防止対策委員会(実態調査結果分析等) | | | | | いじめ防止対策委員会(実態調査結果分析等) | | | いじめ防止対策委員会(反省・次年度へ計画) | |
| | 校内研修(いじめ未然防止等) | 学校運営協議会(委員への周知) | | | 校内研修(いじめ事例研究) | | | 中間反省会議 | | | 年度末反省会議 | |
| 防止対策 | コミュニケーショントレーニング(1年次) | ネットトラブル防止教室(1・2年) | 性教育講座(1年) | ネットトラブル防止・命の大切さ講話 | | | | 校内ポスター掲示(生徒会) | どさんこ☆全道サミット参加 | | | |
| | ネットパトロール | | | | | | | | | | | |
| 早期発見 | 個人面談 | いじめ実態調査ほっと実施 | 個人面談 | | | | | いじめ実態調査ほっと実施 | 教育相談月間 | | | 個人面談 |

イ 教職員の資質の向上を図る研修を計画的に実施する。

【主な取組】

- ・本方針やいじめ対応ガイドブック・支援ツールコンパスを活用した校内研修の定期的な実施
- ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究の実施
- ・初任段階教員研修や中堅教諭等資質向上研修など、教職員の職務や経験の程度に応じた研修の計画的な実施

ウ プライバシーの保護や、セキュリティの必要性の理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守など、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する。「情報モラル教育」や、情報を利用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力等の育成に関する教育を推進するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に迅速かつ的確に対処する体制を整備する。

【主な取組】

- ・児童生徒のネットコミュニケーションを見守る活動等での学校ネットパトロールの実施
- ・警察との連携によるインターネット上のトラブル防止教室の実施
- ・ネットトラブルなどについて各種啓発資料等を活用した生徒への指導及び保護者への啓発の実施など

エ いじめの問題に関する学校評価を実施する際、生徒や地域の状況を踏まえた目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価して、評価結果を踏まえた改善に取り組む。その際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報提供や組織的な対応等が評価されるよう留意する。

【主な取組】

- ・保護者や地域に対する学校におけるいじめの状況や対応についての情報提供 ・評価項目や観点の改善など

オ 教職員がいじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）を「いじめ防止対策委員会」に報告し、情報を共有するための具体的な方法を定める。

カ いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、適切なアセスメントに基づき、迅速かつ組織的に対応し、いじめを受けた生徒を守り通し傷ついた心のケアを行うとともに、いじめを行った生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

キ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携しいじめの防止等のための取組を進める。

ク いじめをやめさせる指導、再発防止の取組を徹底する。

【主な取組】

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を中心とした組織的、継続的な対応

ケ いじめを受けた生徒の保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行う。

【主な取組】

- ・迅速な保護者への連絡
- ・入学式や各年度の開始時等における、学校の取組やいじめの未然防止や早期発見、事案対処に向けた家庭の役割について保護者間の共通理解を図る機会の設定
- ・学校の指導方針・対応についての保護者への丁寧な説明
- ・特別な配慮を必要とする保護者へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる支援

コ いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けることのできる環境を整備する。

サ 道教委へいじめの問題について報告するとともに、関係資料の保存に当たっては、文書管理規程の保存年限を厳守する。

シ 「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直しは毎年度行うことを基本とし、年度末に「いじめ防止対策委員会」を中心に行う。結果については職員会議を経て、PTA総会、学校運営協議会等を活用し、家庭、地域にも広く周知し、共通理解の下、学校・家庭・地域が一体となった取組を行う。

10 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、北海道いじめ防止基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努める。

(1) 重大事態（法第 28 条）

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときです。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときです。
 - 1の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、・児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合などが該当します。
 - 2の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安としますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応します。

(2) 重大事態の対応

- ア 重大事態が発生した疑いがあると認められる場合、すみやかに北海道教育委員会に報告する。
- イ いじめられて重大事態に至ったという生徒や保護者からの申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- ウ 生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、被害生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査する。

(3) 専門機関との連携

ア 警察との連携について

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署少年サポートセンターに相談し、連携して対応する。生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報し、連携して対応する。このため、学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にも必要に応じて、相互協力する体制を整えておく。

イ 地域等その他関係機関等との連携について

いじめの状況により必要に応じて、児童家庭支援センターや福祉事務所、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する。

いじめ発生時の迅速な初期対応

- 発見
- 情報収集
- 事実確認
- 方針決定
- 対応
- 経過観察

